

農薬取締法の概要

～農薬取締法の改正を中心に～

＝農薬取締法抜粋＝
(販売者・使用者関係)

滋賀県病害虫防除所

◆平成30年6月に「農薬取締法」の一部が改正され、平成30年12月1日にその第一段が、**令和2年4月1日より第二弾として農薬使用者や動植物に対する影響評価の充実等に関する改正規定が施行**されました。関係する「農薬取締法施行規則」「農薬取締法施行令」、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」の改正規定も施行されています。

◆これら法令の改訂部分は網掛け＋下線にして表記しています。

◆重要な部分は**太字**で表記しています。

◆条文を簡略している部分は**[略]**と表記しています。

◆農薬取締法の目的

【農薬取締法】（目的）

第一条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、**販売及び使用の規制等を行う**ことにより、**農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保**を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

◆農薬の定義

【農薬取締法】（定義）

第二条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、**草**その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる

**殺菌剤、
殺虫剤、
除草剤、その他の薬剤**

参考：ハエ、蚊などの
衛生害虫の防除に用い
るものは薬機法で規制

及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる

**成長促進剤、
発芽抑制剤、
その他の薬剤[略]をいう。→落果防止剤など**

2 前項の防除のために利用される**天敵**は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

◆農薬の登録制度

【農薬取締法】（農薬の登録）

第三条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「**特定農薬**」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合は、[略]この限りでない。

※**特定農薬以外**の農薬は**登録が必要**。

※農薬の登録を受けていない農薬は「**無登録農薬**」。

→登録した農薬は容器に決められた表示があります。

◆容器又は包装への表示（登録農薬として必要な表示）

【農薬取締法】（製造者及び輸入者の農薬の表示）

第十六条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れなくて販売する場合に**あっては、その**包装）に**次に掲げる**事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するときは、[略]この限りでない。

一 登録番号

二 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分の別にその各成分の種類及び含有**濃度**

三 内容量

四 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

五 水質汚濁性農薬に該当する農薬に**あっては**、「水質汚濁性農薬」という文字

六 人畜に有毒な農薬については、**その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法**

七 **生活環境動植物**に有毒な農薬については、その旨

八 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

九 **農薬の貯蔵上**又は使用上の注意事項

十 **農薬の製造場**の名称及び所在地

十一 最終有効年月

◆農薬の使用方法についての記載

【農薬取締法施行規則】（農薬の表示の方法等）

第十四条

2 法第十六条第四号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度
- 二 希釈倍数[略]の最高限度及び最低限度
- 三 使用時期
- 四 [略]農薬を使用することができる総回数
- 五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数[略]
- 六 散布、混和その他の使用の態様
- 七 [略]農薬の使用方法に関し必要な事項

※登録農薬には上記について適正な表示があります

◆販売してはいけない農薬

→「無登録農薬」と「販売禁止農薬」が該当

【農薬取締法】（販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等）

第十八条 販売者は、容器又は包装に**第十六条**[略]の規定による表示のある農薬及び特定農薬**以外の農薬**を販売してはならない。

→登録された農薬と特定農薬以外の農薬は「無登録農薬」

2 農林水産大臣は、[略]**農林水産省令**で定めるところにより、販売者に対し、農薬につき、**第十六条**の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。

→**27種の成分を含む農薬**は「販売禁止農薬」

表. 販売禁止の農薬（27種の農薬または成分）

農薬または成分	用途	登録年	失効年	備考
1 リンデン	殺虫剤	昭和24年	昭和46年	POPs物質(注1) 第1種特定化学物 (注2)
2 DDT	殺虫剤	昭和23年	昭和46年	
3 エンドリン	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	
4 ディルドリン	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	
5 アルドリン	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	
6 クロルデン	殺虫剤	昭和25年	昭和43年	
7 ヘプタクロル	殺虫剤	昭和32年	昭和50年	
8 ヘキサクロロベンゼン	殺菌剤	登録実績無し	—	
9 マイレックス	殺虫剤	登録実績無し	—	
10 トキサフェン	殺虫剤	登録実績無し	—	
11 パラチオン	殺虫剤	昭和27年	昭和47年	急性毒性が強く使用者の事故多発
12 メチルパラチオン	殺虫剤	昭和27年	昭和46年	
13 TEPP	殺虫剤	昭和25年	昭和44年	
14 水銀剤	殺菌剤	昭和23年	昭和48年	人体への毒性
15 砒酸鉛	殺虫剤	昭和23年	昭和53年	作物残留性
16 2, 4, 5-T	除草剤	昭和39年	昭和50年	催奇形性等の疑い
17 CNP	除草剤	昭和40年	平成8年	ダイオキシン含有
18 PCP	除草剤、殺菌剤	昭和30年	平成2年	
19 PCNB	殺菌剤	昭和33年	平成12年	
20 ダイホルタン	殺菌剤	昭和39年	平成元年	食品規格でADI(注3)設定不可(発がん性の疑い)
21 水酸化トリシクロヘキシルスズ(ブリクトラン)	殺虫剤	昭和47年	昭和62年	
22 ケルセン	殺虫剤	昭和31年	平成16年	第1種特定化学物
23 ペンタクロロベンゼン	農薬、農薬製造時の副生成物	登録実績無し	—	POPs物質 第1種特定化学物
24, 25 α および β -ヘキサクロシクロヘキサン	リンデンの副生成物	登録実績無し	—	
26 クロルデコン	殺虫剤	登録実績無し	—	
27 ベンゾエピン(エンドスルファン)	殺虫剤	昭和35年	平成22年	

農薬の販売の禁止を定める省令

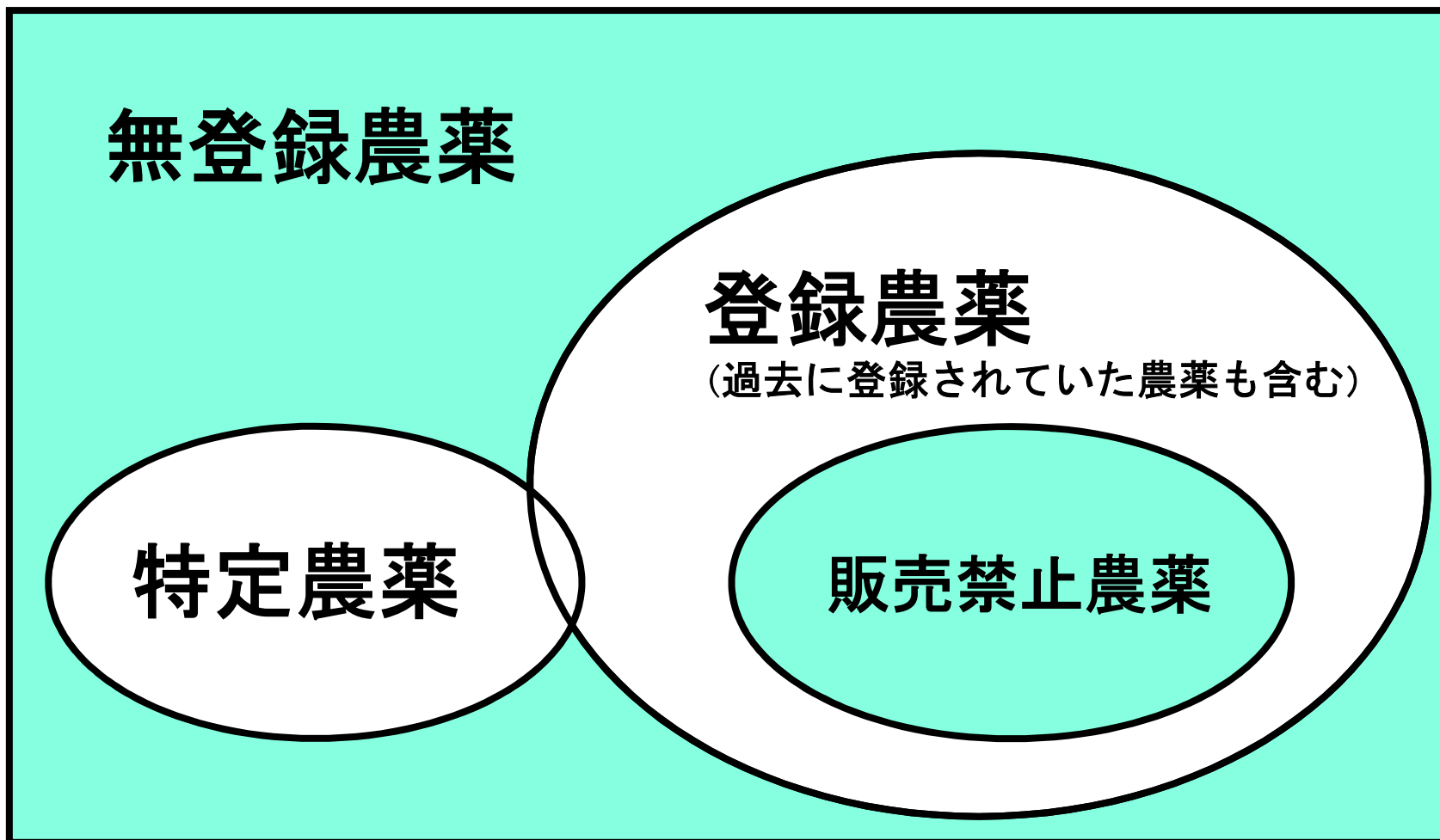
農薬の販売者は、次に掲げる物質を有効成分とする病害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を販売してはならない。

→使用も禁止

販売できる農薬は？

農薬全体

販売できない農薬



◆農薬の販売には「届出」が必要！

【農薬取締法】（販売者の届出）

第十七条 販売者は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、次に掲げる事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

- 一 氏名及び住所
- 二 当該販売所

2 前項の規定による届出は、新たに販売を開始する場合にあってはその開始の日までに、販売所を増設し、又は廃止した場合にあってはその増設又は廃止の日から二週間以内に、同項各号に掲げる事項に変更を生じた場合にあってはその変更を生じた日から二週間以内に、これをしなければならない。

◆虚偽の宣伝は禁止されています

【農薬取締法】（虚偽の宣伝等の禁止）

第二十一条 [略]販売者は、[略]販売する農薬の**有効成分の含有量**若しくは**その効果**に関して虚偽の宣伝をし、又は登録を受けていない農薬について**当該登録を受けていると誤認させるような宣伝**をしてはならない。

→店内のPOPなどは正確に！

◆水質汚濁性農薬に該当する農薬

【農薬取締法】（水質汚濁性農薬の使用の規制）

第二十六条 政府は、政令で、次に掲げる要件の全てを備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。

- 一 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。
- 二 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件の下では、[略]その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。

【農薬取締法施行令】（水質汚濁性農薬の指定）

第二条 法第二十六条第一項の水質汚濁性農薬は、[略]（別名**シマジン**）を有効成分とする除草に用いられる薬剤とする。

テロドリン、エンドリン、ベンゾエピン、PCP、ロテノンは削除

◆帳簿の設置と保管

→帳簿の作成以外に帳簿の保管も義務付けられています。

【農薬取締法】（帳簿）

第二十条 [略]販売者[略]は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、製造者及び輸入者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、販売者にあつてはその譲受数量及び譲渡数量（水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量）を記載し、これを保存しなければならない。

【農薬取締法施行規則】（製造者等による帳簿の保存）

第十六条

2 法二十条の帳簿は、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。 ←販売者も該当

表. 帳簿の記入例（農薬販売者）

〇〇〇〇水和剤(500g袋)				
年月日	仕入れ数	販売数	在庫数	備考
平成22年4月1日			5	繰り越し
5/20	20		25	〇〇商店から仕入れ
5/23		2	23	
5/25		1	22	
5/30		3	19	
6/4		4	15	
6/5	10		25	××会社から仕入れ
6/15		2	23	
6/16		2	21	
6/17		1	20	
6/18	20	1	39	△△商店から仕入れ
6/19		4	35	
6/20		2	33	
6/21		2	31	
6/22		1	30	
6/23		5	25	
6/24		2	23	

帳簿のポイント！

- ① **農薬の種類**ごとに記載する。
- ② **仕入れ数量**を記入。
- ③ **販売数量**を記入。
- ④ できれば在庫数も記入。
- ⑤ **3年間保存**する。

※水質汚濁性農薬（シマジン）は譲り渡し先も記入しなければならない。

◆農薬に該当しない除草剤の販売

→販売する場合、**農作物等の栽培管理**で使えない旨の表示が必要です。

① 包装・容器 ② 売り場

【農薬取締法】(除草剤を農薬として使用することができない旨の表示)

第二十二條 除草剤（農薬以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を販売する者（以下「除草剤販売者」という。）は、**除草剤を販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。**ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

2 **除草剤販売者**（除草剤の小売を業とする者に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、**公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。**

◆農薬に該当しない除草剤の表示の方法

【農薬取締法施行規則】（除草剤の表示の方法）

第十七条 法第二十二条第一項の規定による表示は、次のいずれにも該当する方法によりしなければならない。

- 一 容器若しくは包装に除草剤を**農薬として使用することができない旨を印刷し、又はその旨を印刷した票箋**をはり付けること。
- 二 表示に用いる文字が容器の容量又は包装の寸法に応じ、**明瞭に判読できる大きさ及び書体**であること。
- 三 表示に用いる文字の色が容器若しくは包装又は**票箋**の色と比較して**鮮明でその文字が明瞭に判読できること**。

2 法第二十二条第二項の規定による表示は、次のいずれにも該当する方法によりなければならない。

- 一 表示に用いる**文字が明瞭に判読できる大きさ及び書体**であること。
- 二 表示に用いる**文字の色が背景の色と比較して鮮明**でその文字が明瞭に判読できること。

◆使用してはいけない農薬

【農薬取締法】（使用の禁止）

第二十四条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。〔略〕

- 一 容器又は包装に**第十六条**の規定による表示のある農薬
(**第十八条 第二項**の規定によりその販売が禁止されているものを除く。)
- 二 特定農薬 ← **天敵、エチレン、次亜塩素酸水、重曹及び食酢 が該当**

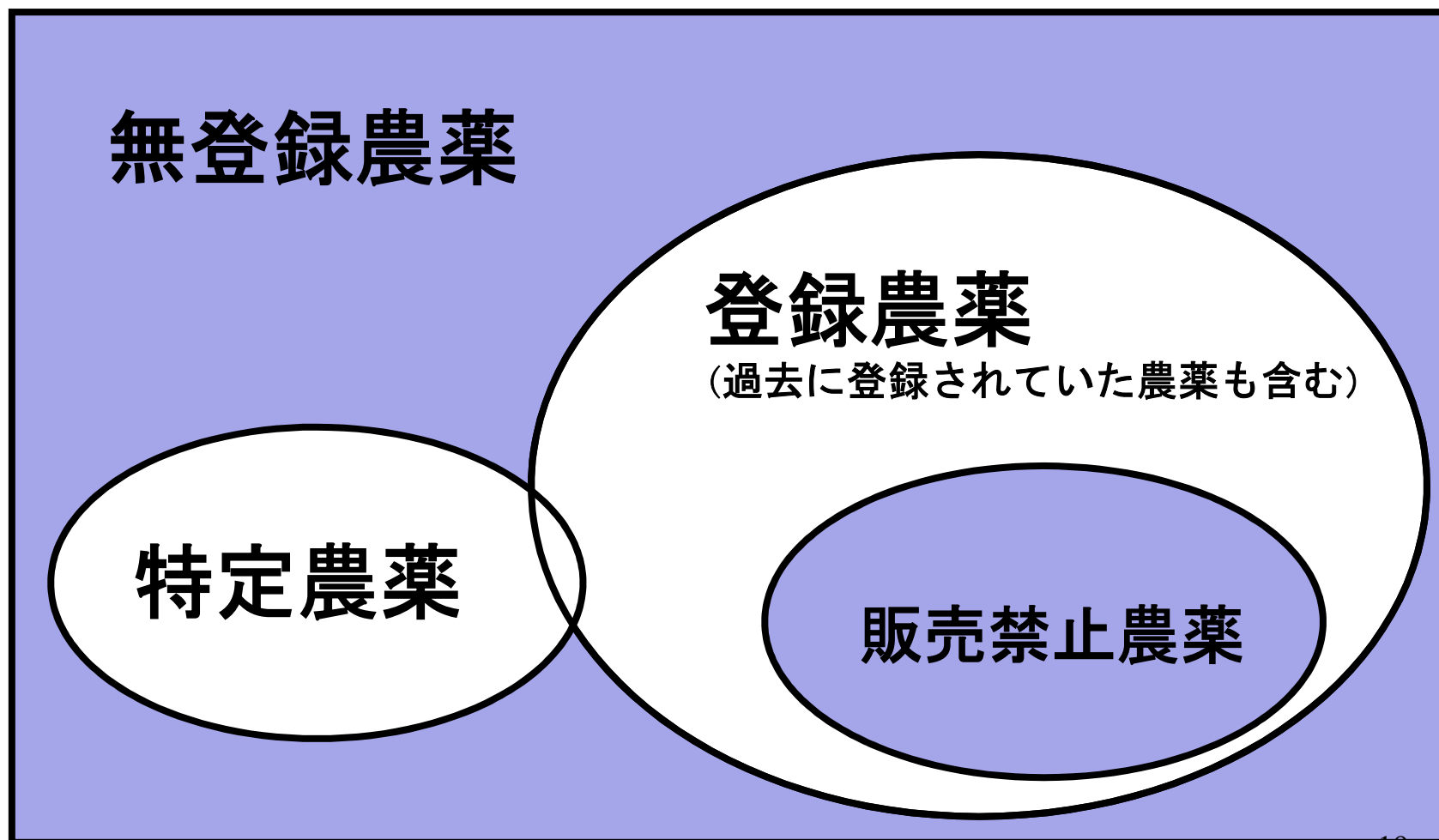
登録農薬と特定農薬以外の農薬は使用できない！

→無登録農薬と販売禁止農薬は使用できない

使用できる農薬は？

農薬全体

使用できない農薬



「販売禁止の農薬」 = 「使用禁止農薬」

農薬または成分	用途	登録年	失効年	備考
1 リンデン	殺虫剤	昭和24年	昭和46年	POPs物質(注1) 第1種特定化学物 (注2)
2 DDT	殺虫剤	昭和23年	昭和46年	
3 エンドリン	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	
4 ディルドリン	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	
5 アルドリン	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	
6 クロルデン	殺虫剤	昭和25年	昭和43年	
7 ヘプタクロル	殺虫剤	昭和32年	昭和50年	
8 ヘキサクロロベンゼン	殺菌剤	登録実績無し	—	
9 マイレックス	殺虫剤	登録実績無し	—	
10 トキサフェン	殺虫剤	登録実績無し	—	
11 パラチオン	殺虫剤	昭和27年	昭和47年	急性毒性が強く使用 者の事故多発
12 メチルパラチオン	殺虫剤	昭和27年	昭和46年	
13 TEPP	殺虫剤	昭和25年	昭和44年	
14 水銀剤	殺菌剤	昭和23年	昭和48年	人体への毒性
15 砒酸鉛	殺虫剤	昭和23年	昭和53年	作物残留性
16 2, 4, 5-T	除草剤	昭和39年	昭和50年	催奇形性等の疑い
17 CNP	除草剤	昭和40年	平成8年	ダイオキシン含有
18 PCP	除草剤、殺菌剤	昭和30年	平成2年	
19 PCNB	殺菌剤	昭和33年	平成12年	
20 ダイホルタン	殺菌剤	昭和39年	平成元年	食品規格でADI(注 3)設定不可(発ガ ン性の疑い)
21 水酸化トリシクロヘキシルスズ(ブリクトラン)	殺虫剤	昭和47年	昭和62年	
22 ケルセン	殺虫剤	昭和31年	平成16年	第1種特定化学物
23 ペンタクロロベンゼン	農薬、農薬製造時の副生成物	登録実績無し	—	POPs物質 第1種特定化学物
24, 25 αおよびβ-ヘキサクロシクロヘキサン	リンデンの副生成物	登録実績無し	—	
26 クロルデコン	殺虫剤	登録実績無し	—	
27 ベンゾエピン(エンドスルファン)	殺虫剤	昭和35年	平成22年	

農薬の販売の禁止を定める省令

農薬の販売者は、次に掲げる物質を有効成分とする病害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を販売してはならない。

→使用も禁止です。

◆農薬の使用者が守らなければならない基準

【農薬取締法】（農薬の使用の規制）

第二十五条

3 農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

- ① 農薬使用者の責務
- ② 表示事項の遵守

◆農薬を飼料、飼料用米、飼料米に使用する場合の注意点

【農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令】(農薬使用者の責務)

第一条 農薬を使用する者は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等 **又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物**の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等 **において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物**の利用が原因となって **人**に被害が生じないようにすること。
- 五 **生活環境動植物**の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

◆表示事項の遵守

【農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令】(表示事項の遵守)

第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等[略]に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一から四は省略

五 規則**第十四条第二項第四号**に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。

イ 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則**第十四条第二項第五号**に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ イの場合以外の場合には、規則**第十四条第二項第五号**に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

◆農薬のラベルについて

→農薬が生産物に残留しないよう使用方法が定められています

作物名	適用病害虫名	希釈倍数又は使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	有効成分○○を含む農薬の総使用回数
稲	コブメイガ	1000倍	収穫21日前まで	3回以内	散布	3回以内
	ツマクワヨコバイ、ウツカ類、イネトオオムシ、イネコガメシ	1000～2000倍				
	カメムシ類、イネミスズグムシ	2000倍				
キャベツ	アオムシ、コナガ	1000～2000倍	収穫3日前まで	2回以内	2回以内	
はくさい	ヨトウムシ、アブラムシ類	1000～2000倍	収穫7日前まで			
だいこん		1000～2000倍	収穫21日前まで			
ねぎ	シロイモシヨトウ	1000倍				



◆薬効薬害に関する事例や安全使用上の注意点も記載されています

- 例1：軟弱徒長苗では薬害を生じる恐れがあるので注意する。
- 例2：蚕に対して影響があるので注意する。
- 例3：水産動植物に影響を及ぼす恐れがあるので河川などに流入しないよう注意する。

◆農薬の使用記録

→農薬を使用したら記録を残しましょう

【農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令】（帳簿の記載）

第九条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

◆ゴルフ場における農薬の使用

→ゴルフ場での防除には届出が必要です

【農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令】（ゴルフ場における農薬の使用）

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、**毎年度、使用しようとする最初の日までに**、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣**及び環境大臣**に提出しなければならない。**これを**変更しようとするときも、**同様とする。**

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画

※これまで通り、農政局への提出になります

計画に変更があれば、「計画変更届」を提出してください

◆くん蒸における農薬の使用

→くん蒸を実施する場合も届出が必要です

【農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令】

(くん蒸による農薬の使用)

第三条 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、**毎年度、使用しようとする最初の日までに**、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。**

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

※計画に変更があれば「計画変更届」を提出してください

◆住宅地等における農薬の使用

【農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令】 （住宅地等における農薬の使用）

第六条

農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

→農薬が散布できる範囲を明確化しています。

【住宅地等における農薬使用について】

（いわゆる住宅地等通知：平成25年4月26日付け）

・通知の対象となる者

- ◇農薬の散布を行う土地・施設等の管理者
- ◇殺虫・殺菌・除草等の病虫害雑草防除の責任者
- ◇農薬使用委託者
- ◇農薬使用者 等

上記省令第六条により飛散防止対策の徹底を図る必要がある

◆水田における農薬の使用

【農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令】 （水田における農薬の使用）

第七条 農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

→以前は別表で規定された農薬が対象でしたが、改正後は使用する農薬全てが対象となりました。

◆被覆を要する農薬の使用

【農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令】
(被覆を要する農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、**クロルピクリンを含有する**農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

→対象となる農薬が明確になりました。

◆報告及び検査

【農薬取締法】（報告及び検査）

第二十九条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者**若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者**に対し、都道府県知事は販売者に対し、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売**若しくは農薬原体を製造その他の事項**に関し報告を命じ、[略]若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

◆農薬取締法に違反した場合の処分

【農薬取締法】（監督処分）

第三十一条

- 2 農林水産大臣は、販売者が第十八条第一項若しくは第二項、第十九条又は第二十一条第一項の規定に違反したときは、**当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。**
- 4 都道府県知事は、販売者がこの法律の規定（第十八条第一項及び第二項、第十九条並びに第二十一条第一項の規定を除く。）に違反したときは、**当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。**

○農薬取締法の主な改正部分（関連部分）

①販売所を廃止した場合の届出は**2週間以内**に行います。

→本県ではこれまで通り、**滋賀県農薬取締法施行細則第3条**によります。

②水質汚濁性農薬に該当する農薬は**シマジン**のみとなります。

③ゴルフ場における農薬使用計画書はこれまでどおり、**農政局への提出になります。**

地方農政局長等 宛

農林水産省消費・安全局長

「農薬取締法の一部を改正する法律」の施行（令和 2 年 4 月）について

農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）については、平成 30 年 12 月 1 日、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）における農薬の再評価制度の導入等に関する改正規定が施行されたところであるが（改正法第 1 条）、令和 2 年 4 月 1 日より、農薬使用者や動植物に対する影響評価の充実等に関する改正規定が施行されることとなっている（改正法第 2 条）。これに伴い、本日、関係省令及び告示が公布されたところである。

改正法等の趣旨及び概要は下記のとおりであり、施行後の運用及び関係者の指導に当たっては、これに留意いただくとともに、管内の都府県及び農薬の使用者その他の関係者に対して周知をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）では、農薬の登録制度により、農薬の効果と安全性を確保しつつ、農業生産の安定を図り、国民の健康の保護及び生活環境の保全に努めてきたところである。

改正法第 2 条による改正後の法（以下「新法」という。）においては、農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の登録審査の見直しの一環として、農薬使用者や動植物に対する影響評価の充実等を行う。これに伴い、以下の省令及び告示が施行される。

- ・「農薬取締法施行規則及び特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和元年農林水産省令第 11 号。以下「単管省令」という。）
- ・「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和元年農林水産省・環境省令第 5 号。以下「共管省令」という。）
- ・「農薬取締法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件」（令和元年農林水産省告示第 480 号。以下「告示」という。）

第2 改正の内容

1 農薬使用者に対する影響評価の実施

(1) 登録事項等への追加

農薬使用者に対する農薬の安全性を一層向上させるため、「使用に際して講ずべき被害防止方法」を登録事項に追加するとともに（新法第3条第2項第4号及び第9項第2号）、農薬の容器等に表示をしなければならないものとする（新法第16条第6号）。

(2) 提出すべき資料

農薬使用者に対する被害防止方法に関しては、人に対する毒性に関する試験成績の提出を求めるが、当該試験成績は、特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成30年農林水産省令第76号。以下「GLP省令」という。）第5条から第19条までに定める基準（農薬GLP基準）に従って行われる試験（以下「基準適合試験」という。）によるものでなければならない（農薬取締法施行規則（昭和26年農林省令第21号）第2条第1項第5号ロ及びGLP省令第2条第4号）。

※農薬GLP基準：試験成績の信頼性を確保するため、試験施設、その職員及び組織、試験実施の管理体制、内部調査体制及び試験データ等の保管管理について定めた基準。経済協力開発機構（OECD）における優良試験所基準（GLP）に準拠している。

(3) 登録の拒否及びその基準

農薬の使用に際し、被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるときには、農林水産大臣は、登録を拒否しなければならない（新法第4条第1項第5号）。また、登録を拒否すべき場合に該当するかどうかの基準については、農業資材審議会の意見を聴き、農林水産大臣が定めて告示する（新法第4条第2項及び第39条第1項）。

農薬使用者に対する影響評価については、現在、農薬の毒性の強さによる評価（ハザード評価）を行っているが、改正法の施行に併せ、農薬使用者の暴露量（経皮・吸入）と暴露許容量を比較する評価（リスク評価）を導入することとしている。

新たな評価法を踏まえ、農薬使用者に関する登録の拒否に係る基準は、「農薬の使用に際し、農薬使用者に対する暴露量が、被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること」とする（告示第1号）。「農林水産大臣が定める基準」については、農薬の有効成分ごとに暴露許容量を定め、別途告示することを予定している。

なお、当該農薬について農林水産大臣が定める基準（暴露許容量）が定められるまでの間は、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれがあると認められるものとなることを基準とする（告示附則第2項）。具体的には、暴露許容量が定められていない農薬（既登録農薬の有効成分を含む農薬）について、再評価が始まるまでの間、農薬の毒性の程度に応じたハザード評価を継続し、当該基準に基づき判断を行うことを想定している。

(4) 農薬使用者による表示事項の遵守

農薬の「使用に際して講ずべき被害防止方法」が表示事項となることに伴い、農薬

使用者は、当該表示事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない旨を明確化する（共管省令による改正後の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「新使用基準省令」という。）第2条第2項）。

2 蜜蜂に対する影響評価の充実

(1) 登録事項等への追加及び農薬使用者による表示事項の遵守

1と同様、蜜蜂に関しても「使用に際して講ずべき被害防止方法」を登録し、表示するものとする（新法第3条第2項第4号及び第9項第2号、第16条第6号）。また、1（4）のとおり、農薬使用者は、表示事項に従って農薬を使用するよう努めなければならない（新使用基準省令第2条第2項）。

(2) 提出すべき資料

蜜蜂に対する被害防止方法に関しては、蜜蜂に対する影響に関する試験成績の提出を求め、当該試験成績（蜜蜂の蜂群への影響評価試験に関するものを除く。）は、基準適合試験によるものでなければならないものとする（農薬取締法施行規則第2条第1項第9号及び単管省令による改正後のGLP省令（以下「新GLP省令」という。）第2条第8号）。

(3) 登録の拒否及びその基準

1と同様、登録を拒否すべき場合に該当するかどうかの基準を定める（新法第4条第1項第5号及び第2項）。

蜜蜂に対する影響評価については、現在、蜜蜂（成虫）が直接農薬に暴露した場合や農薬を浴びた花粉・花蜜を直接摂取した場合の農薬の毒性の強さによる評価（ハザード評価）を行っているが、改正法の施行に併せて、蜜蜂の農薬への暴露量を考慮した評価（リスク評価）を導入するとともに、農薬に暴露した花粉・花蜜を持ち帰った際の巣内の蜜蜂（幼虫等）への影響等も評価して様々な暴露経路を通じた蜂群全体への影響についての評価を行うこととしている。

新たな評価法を踏まえ、登録の拒否に係る基準は、「農薬の使用に際し、蜜蜂に対する暴露量が、被害防止方法を講じた場合においても、蜜蜂に対する影響に関する試験成績に基づき当該蜜蜂の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること」とする（告示第2号）。

なお、蜜蜂に対する影響に関する試験のうち一部の実施が困難なものとして農林水産大臣が認める農薬については、当分の間、蜜蜂に対する影響に関する試験成績（試験の実施が困難なものを除く。）に基づき蜜蜂の群の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるものとなることを基準とする（告示附則第3項）。具体的には、試験施設の試験実施能力に限りがあることから、新規の農薬の評価や既登録農薬の再評価を優先して、新たな評価法での試験を実施し、新たな評価法により要求される試験の一部の実施が困難なものとして認められる農薬（既登録農薬の有効成分を含む農薬）について、再評価が始まるまでの間、現行のハザード評価を継続することを想定している。

3 生活環境動植物に関する影響評価の充実

(1) 生活環境動植物に関する審査等の充実

農薬の安全性の一層の向上を図るため、動植物への影響評価の対象を、従来の「水産動植物」から陸域を含む「生活環境動植物」（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずる恐れがある動植物をいう。）に変更する（新法第3条第2項第5号等）。

これに伴い、農薬の登録申請者が提出すべき資料を「水産動植物に対する影響に関する試験成績」から「生活環境動植物に対する影響に関する試験成績」に改める（単管省令による改正後の農薬取締法施行規則（以下「新規則」という。）第2条第1項第9号）。当該試験成績は、基準適合試験によるものでなければならない（新GLP省令第2条第8号）。

また、農薬の登録審査の結果、「生活環境動植物」に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる「生活環境動植物」の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるときには、農林水産大臣は、登録を拒否しなければならない（新法第4条第1項第8号）。

(2) 農林水産大臣への報告事項の変更

農薬の製造者又は輸入者は、毎年、農薬の安全性に関する情報を農林水産大臣に報告することとされているが、その報告事項を「水産動植物への害の発生に関する情報」から「生活環境動植物への害の発生に関する情報」に改める（新規則第18条及び第22条）。

(3) 農薬使用者の責務

農薬使用者の責務の一つとして、「水産動植物」に対する被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすることを定めていたが、これを「生活環境動植物」に関する責務に改める（新使用基準省令第1条第5号）。

4 農薬の使用期限

農薬の容器等には、農薬の最終有効年月を表示することとされているが（法第16条第11号）、この根拠となる農薬の使用期限について、登録事項に追加する（新法第3条第2項第3号及び第9項第2号）。

これに伴い、農薬の製剤の物理的・化学的性状に関する試験成績（色調、形状及び臭気に関するものを除く。）は、基準適合試験によるものでなければならないものとする（新GLP省令第2条第2号）。

以上

○農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

(平成十五年農林水産省・環境省令第五号)

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

(農薬使用者の責務)

第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に被害が生じないようにすること。
- 三 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- 五 生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(表示事項の遵守)

第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
- 二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
- 三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第十四条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
- 四 規則第十四条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
- 五 規則第十四条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。
 - イ 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第十四条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数
 - ロ イの場合以外の場合には、規則第十四条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2 農薬使用者は、農薬取締法第十六条第四号、第六号（被害防止方法に係る部分に限る。）、第九号及び第十一号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない

ない。

(くん蒸による農薬の使用)

第三条 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

(航空機を用いた農薬の使用)

第四条 農薬使用者は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度の航空機を用いた農薬の使用計画

2 前項の農薬使用者は、航空機を用いて農薬を使用しようとする区域（以下「対象区域」という。）において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画

2 前項の農薬使用者は、ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(帳簿の記載)

第九条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

附 則 (平成三〇年十一月三〇日農林水産省・環境省令第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十二月一日)から施行する。

(農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第五条第一項の規定は、平成三十一年度以降に行う同項の規定による農薬使用計画書の提出について適用する。

付録(第二条関係)

$$Q=Q_0(A/A_0)$$

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀は、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀は、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積

附 則 (令和元年六月二十八日農林水産省・環境省令第五号)

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。